

## 平成 28 年度 第 4 回 臨時理事会議事録

1. 招集年月日 平成 28 年 6 月 03 日 (金)
2. 開催日時 平成 28 年 6 月 20 日 (月) 午後 2 時 00 分から
3. 開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法  
 理事の数 11 名 内出席理事 11 名 (議場に出席)  
 監事の数 2 名 内出席監事 1 名 (議場に出席)
5. 出席理事の氏名  
 高橋一則、林 義信、永山恵治、佐藤秀功、山内清司、  
 伊藤樹里、堀内幸男、田中秀夫、杉本信夫、大泉貴之、渡部 修  
 (オブザーバー 篠原 剛)
6. 出席監事の氏名  
 橋 明
7. 議事の内容

### 第 1 号議案 臨時総会及び理事補欠選挙に関する件

#### (1) 臨時総会開催 (案) について

平成 28 年度第 1 回臨時総会開催について、佐藤専務理事より説明がなされ、次のとおり開催するものとした。

- ① 開催日時 平成 28 年 7 月 29 日 (金) 午後 1 時から
- ② 開催場所 東北遊技機商業協同組合会議室
- ③ 開催方法 書面による議決権行使、選挙権行使
- ④ 議 事 第 1 号議案 委員会設置規約の一部改正に関する件  
 第 2 号議案 役員補充選挙に関する件

#### (2) 役員補欠選挙について

新台部会の石原恵史理事の退任に伴う役員選挙を実施することとし、佐藤専務理事より下表のとおり今後のスケジュールの説明がなされた後、理事会推薦候補者として新台部会長の篠原剛氏を擁立すること、及び選挙管理委員を理事長と専務理事を除く役員 11 名により構成し、本日付で選挙管理委員会を設置することを決議した。

No.	区 分	所 掌	根 拠	期 限	実 施 日
1	補欠選挙実施日 (=臨時総会開催日)	理事会	規約第3条第2項	補欠選挙を行うべき事由生じた日から2月以内	7月29日
2	選挙管理委員会の設置	理事会	規程第3条第1項	総会日の30日前まで	6月20日
3	選挙の公告	選挙管理委員会	定款第32条第5項、規約第4条	総会日の30日前まで	6月24日
4	立候補の受付	選挙管理委員会	定款第32条第6項、規約第5条第1項	総会日の30日前から20日間の間	6月29日
5	立候補の締め切り	選挙管理委員会	規約第5条第1項	総会日の20日前まで	7月9日
6	総会招集通知	事務局	定款第34条第1項	総会日の10日前まで到着	7月14日

(3) 「委員会設置規約」の一部改正について

佐藤専務理事より、「選挙管理委員会」の設置根拠は、これまで「役員選挙規程」に基づいていたが、定款第51条の規定する「組合に設置する委員会」として明確化することにより、委員の立場及び委員に対する報酬及び費用の支給についても明確にするために、別添1のとおり改正するものであることの説明がなされ、了承可決された。

第2号議案 平成28年度通常総会での懸案事項に関する件

(1) 総会議案書に対する事前質問書の提出について

(質疑内容)

理事長にお願いですが、毎年質問したくても時間どおり済ませたいので、出来るだけ質問しないで欲しいと言われるが、これは健全な形ではない。また、事務局から発言のある方は事前に提出しろと、これは事前検閲でやりすぎると法的に問題である。自由に発言して、時間が無ければ必要に応じて臨時総会をやれば良いと思う。余裕を持ってやるよう考え方を覚えてもらいたい。

上記質疑事項について、事務局案を基に審議した結果、次のとおり回答とするものとした。

(回答)

議案書に対する質疑の書面提出については、議事進行を滞りなく進めるため慣例によりお願いしているもので、必ずしも事前提出しなければ質疑出来ないものではありませんが、今後、総会開催案内における「質疑の書面提出のお願い」につきましては、誤解のないよう表記いたします。

(2) 選挙制度のあり方

(質疑内容)

選挙制度と部会再編はリンクするが、選挙制度において、新台部会の皆さんに当選するか落選するか分からないが立候補してくれと言うのはこれはどうなのか。新台部会さんはこんなややこしい組合に関わりあいを持つなと言うことにもなりかねないのではないかと。特に少数の部会とか新台部会の皆さんには事前に一定の枠を与える方法が良いのではないかと。日工組の皆さんの協力が必要なのは言うまでも無いと思うが、選挙制度と部会再編について、理事長の明確な回答をお願いしたい。

上記質疑事項について、佐藤専務理事より、選挙すべき理事定数を新台部会、機部会、商社部会に区分して定めることが出来ないかを中央会に相談した結果として、①当組合の役員選挙制度は定款、規約等にしっかり定められており、組合法で定められている民主的な選挙制度で何ら問題は見当たらない。②規約に部会別の役員定数を定めて選挙を行うことを規定することは出来ない。部門別に役員定数を決めることは、部門別の当選者を事前に制限することになるからである。③部会別に役員選挙をすることは、「部会別等による選挙は部会別等に投票所を設けて行う選挙と実質的に変わりなく、適法と見ることは出来ない。」との中央会の見解である。④現在規約等に規定している趣旨の範囲内において、内々に組合員総意による取り決めにおいて行う選挙制度について、中央会としては「良い。悪い」とは言えない。ただ、組合員から「選挙の無効」等と言われるような選挙制度だけにはしないで欲しい。との説明がなされた。

これを受けて高橋理事長から、本案件は当該選挙制度発足時からの懸案事項と捉え、新台部会、員外理事、少数部会を保護する何か良い手立てがないか色々模索してきたつもりである。今回中央会から指導のあったルールはルールと捉え、その上で組合にとってプラスになるよう皆で知恵を出し合って欲しいとの表明がなされ審議に入り、各役員より様々な意見が出されたが、更に時間をかけて検討をする必要があることから継続審議とした。

### (3) 専務理事の資格について

(質疑内容)

選挙制度の中で組合員以外の者に組合員と同じ権利を与えている。専務理事のことであるが、加入金、組合費を支払わない者が何故組合員の資格を有することが出来るのか。事務局の責任者としてお迎えしたが、我々組合員の権利を何の根拠を持って与えたのか。

警察OBに来てもらった経緯について私が携わったが、警察本部とは、待遇面で専務理事の役職の約束はしていない。基本的には2年±1年、給与条件も他と遜色がないように設定すれば良い。専務理事の資格について、個人的には白紙撤回して頂きたい。

上記質疑事項について、事務局案を基に審議した結果、表現方法の修正と説明不足の点を加えて再作成し次回理事会に提出するものとした。また、今後の専務理事の後継者の採用方法等についても、継続審議するものとした。

### (4) 組合資金の国債運用について

(質疑内容)

定期預金1億円あるが、出来るかどうか分からないが、利息を考え、

例えば国債による運用がどうかと思うが、そういった検討が出来るのであれば検討して欲しい。

上記質疑事項について、事務局案を基に審議した結果、次のとおり回答とするものとした。

(回答)

定期預金 1 億円はペイオフによるリスク分散（1 千万円まで元金保証）のため、10 行に 1 千万円ずつ 1 年定期により半流動的資産として預け入れしているところです。国債につきましては、3 年から 10 年の中長期運用が主流であるため、定期預金と比較して若干金利は高くなっておりますが、信用リスク（元本保証）、解約時のペナルティー（金利の返納）、元本割れリスク（途中売却時の損失）が少なからず懸念されます。また、国のマイナス金利政策等により利回りも低下している現状にありますことから、当分の間は見合わせたいと考えておりますのでご理解願います。

【参考】

	国債 5 年	個人向け国債 5 年	定期預金
金利比較	0.05%	0.05%	0.025%(1 年) 0.030%(5 年)
金利の種類	固定金利	変動金利	固定金利
途中解約	不可(ただし、市場で売却可能)	解約が可能	解約が可能
解約時のペナルティ	解約不可	過去 2 回分(1 年分)の金利を返納。	過去分を含め、中途解約利率が適用。
元本割れリスク	途中売却時に市場金利によって利益または損失がでる可能性がある。	なし	なし
信用リスク	国が破たんした場合には元本が戻ってこない可能性がある。	国が破たんした場合には元本が戻ってこない可能性がある。	銀行が破たんした場合、1000 万円(とその利息)までは保護。それ以上は保護の対象外。

(5) 組合の貸付事業について

(質疑内容)

質問と言うより、執行部にお願いとして、ここ何年かで当組合員が廃業に追いやられ倒産する会社がそれなりの数が上がっている。予算案の中で貸付制度を検討して貰いたい。例えば最高限度額を 300 万円、加入金 100 万円があるので保証人なしで直ぐに 100 万円を対応できるように。金融機関は融資が厳しい状況で、そういう意味で協

同組合の共済事業として、組合の資金を使って貸付制度を早急に実行できるように検討して欲しい。

上記質疑事項について、事務局案を基に審議した結果、結論を得ず、継続審議するものとした。

### 第3号議案 全商協第2回定例理事会報告に関する件

高橋理事長より、以下のとおり報告がなされた。

1. 第100回中古機流通協議会の報告について（高橋副会長）
  - ・確認証紙の発給状況について、資料により説明があった。
  - ・九州の金森氏が今回でやめることになり、次回から新しい人になる。
  - ・ネット上の詐欺の話が出たが結論は無かった。
2. 各委員会の報告等について
  - (1) 機会流通委員会に関する報告について（佐々木委員長）

6月2日委員会を開催し、新流通制度について各地区からの意見要望を確認しまとめさせていただいた。今後メーカー、ホール団体との打ち合せ時の資料とさせていただく。

新たに日工組に新規加入した株式会社ピーキューブに対し6/8全商に来てもらい中古流通に関する説明をする予定となっている。
  - (2) 社会貢献委員会に関する報告（今村委員長）
    - ・5月28日森の頂上プロジェクトに参加した。一万人の募集に対し一万二千人参加し盛大に行われた。4回目の参加で自分たちのエリアは早めに終え他のエリアの手伝いも行った。前年同様東北遊商には、前日総会にもかかわらず多数の参加と協力を頂きたいことに謝辞があった。今後、森の頂上プロジェクトの名称が鎮守の森プロジェクトに変更されることが発表されたが、十万本植樹の予定まであと五万本引き続き実施されるので、全商としても引き続き参加して行くこととしている。
    - ・熊本地震に対して全商として今後どうするかについて九州遊商の山本理事長と話し合っているが、その中で地元南阿蘇村の広報担当者に話を伺った結果、一般のボランティアの人たちは「今は何もできない状況である。今はプロの集団が撤去処理等を行っている状況で、もう少し時間が経てばボランティアを求めることになる(手伝うことができる)と思われる。」とのことであった。
  - (3) 組織委員会の提案に対する理事会決定について(中村会長)

熊本地震に関し組織委員会における提案として、九州遊商組合員で被災した18社に対し1社当たり50万円、合計900万円のお見舞金を送ることの説明がなされ、拠出内訳は九州遊商を除く7地区遊商が100万円づつ全商が200万円を負担するものとして審議に諮った結果了承可決された。

### 3. 通常総会及び懇親会の進行等について

(省略)

### 4. その他

#### (1) 当面の諸問題について(中村会長)

6月2日日工組において5団体と全商協に対し次のとおり報告があった。  
警察庁に呼ばれて、①6月中にリスト三次四次を同時に発表すること。  
②年内にリストに上がったものを全て撤去すること。③14団体合同で声明文を作成し発表することを口頭指示された。

特に中村会長から、7月からリストにあがった機械の流通は全てストップ、部品交換等も出来ないこと。万が一間違いがあった場合は厳しく処分されること、各地区遊商はルール守ることをきちんと説明するようにとの話があった。

#### (2) 日遊協への団体加盟について(中村会長)

6月9日日遊協総会の前に加盟式が行われ正式に加盟することになった。  
(全商協として会費月額40万円)

#### (3) 全日遊連、回胴遊商、全商協3団体の意見交換会について(畠山副会長)

昨日(6/6)中古流通協議会の前に意見交換会を行ったが、回収機や部品交換等に関して話し合われたが、まだ団体間のすり合わせが難しい状況と感じた。

#### (4) 部品供給の問題について(中村会長)

来週の金曜日(6/17)部品の問題について日工組と話し合う。我々としては部品をフリーで供給して欲しい要望は言うが、日工組側は一次代行店を部品の供給をしたい意向にある。回胴は組合を通じて部品を供給しているが、日工組は責任の取れる一次代行者にと、(組合は責任を取れない)責任を曖昧にしたくない考えであるが、どこまで対応できるかこれから相談して行く。

#### (5) 業界紙の全商協の担当について(中村会長)

ユウギネットの深石さんに本年度も引き続きお願いすることとする。

#### (6) RSN支援室等5月中の活動状況について(久我局長)

事務局から資料に基づき説明がなされた。

### 第4号議案 熊本地震見舞金の全商協理事会決議事項に係る審議について

高橋理事長より、第3号議案2の(3)「組織委員会の提案に対する理事会決定について」に関し、全商協として、熊本地震で被災した九州遊商組合員18社に対し1社当たり50万円、合計900万円のお見舞金を送ること。拠出内訳は九州遊商を除く7地区遊商が100万円づつ全商が200万円を負担することについて審議に諮った結果、了承可決された。

### 第5号議案 脱退届等の受理に関する件

- (1) ㈱東日本パーラーシステム脱退届  
 ㈱東日本パーラーシステム社長、佐藤公喜氏より、会社廃業に伴い5月30日付けで脱退届が提出され受理した旨の報告がなされた。
- (2) 豊丸産業㈱仙台営業所長、石原恵史氏理事辞任届及び部会長変更届  
 豊丸産業㈱仙台営業所長、石原恵史氏より、会社の人事異動に伴い5月31日付けで理事辞任届及び部会長変更届が提出され受理した旨の報告がなされた。
- (3) シルバー電研㈱仙台支店脱退届 (6/30 付け)  
 シルバー電研㈱仙台支店長、安達幸司氏より、会社廃業に伴い6月30日付けで脱退届が提出され受理した旨の報告がなされた。
- (4) 社会貢献委員 (2名) の欠員について  
 社会貢献委員の佐藤公喜氏 (機会部会) 及び安達幸司氏 (商社部会) 脱退に伴う、委員の補充について検討した結果、各部会から各1名を選出し理事会に推薦するものとした。

## 第6号議案 経常利益に関する件

佐藤専務より下記(1)及び(2)のとおり、平成28年5月末現在の検定書類・確認証紙の発給状況及び経営状況について詳細に説明がなされ了承された。

### (1) 検定書類、確認証紙の発給状況

5月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	3,985	110	4,095	6,442	256	6,698
前年同月	3,882	145	4,027	5,924	266	6,190
増 減 率	2.7%	-24.1%	1.7%	8.7%	-3.8%	8.2%
年度累積	-	-	7,502	-	-	12,285
前年同期累積	-	-	8,844	-	-	17,783
増 減 率	-	-	-15.2%	-	-	-30.9%

### (2) 経営状況

○ 5月単月の営業損益

a営業損益 p5				
売上総利益	12,736,807			
		販売費及び一般経費	11,711,521	1,025,286

○ 5月末現在の当期純利益(28年4月～29年3月までの累計)

a営業損益 p5				
売上総利益	23,946,070			
		販売費及び一般経費	22,829,763	1,116,307
前年同月	29,965,663		20,618,745	9,346,918
差し引き	-6,019,593		2,211,018	-8,230,611
増 減 率	-20.1%		10.7%	-88.1%

b営業外損益等 p6				
営業外収益	1,007,947			
		営業外費用		0
		法定繰入金戻入		
		災害対策費		
		法人税、住民税及び事業税		1,007,947

当期純利益(a+b)	24,954,017	-	22,829,763	2,124,254
			前年同月	9,949,423
			差し引き	-7,825,169
			増 減 率	-78.6%

## 第7号議案 その他

- (1) 平成28年度通常総会所要経費の報告について  
事務局より本年度通常総会所要経費総額3,534,044円について報告があり、了承可決された。
- (2) 熊本地震被災に係る九州遊商に対する見舞金の募金結果及びその対応について  
事務局より募金集計結果225,547円について報告がなされるとともに、当該見舞金は来る6月24日東京において高橋理事長が九州遊商の山本理事長に直接手渡すことについて、了承可決された。
- (3) 全商協主催「森の長城プロジェクト・千年希望の丘植樹祭2016」の参加結果について  
林社会貢献委員長より、5/28開催の当該植樹祭に東北遊商から9名参加し、総参加者が1万2千人と盛会裏に終わったこと。全商理事会において今村委員長より前年同様東北遊商には、前日総会にもかかわらず多数の参加と協力を頂きたいことに謝辞があったことの報告がなされた。また、事務局より所要経費45,884円の報告があり了承された。
- (4) 民団宮城新聞の広告掲載継続について  
本年5月末で契約満了となる民団宮城新聞の広告掲載について、継続（一枠1月5,000円）更新するものとした。
- (5) 業界紙・週刊アミューズメントプレスジャパンの広告掲載について  
全商協及び8単組合同で掲載することとしている、週刊アミューズメントプレスジャパン「暑中見舞広告」（一枠30,000円）について、当組合分の掲載を了承可決した。
- (6) 夏季休暇の日程について  
当組合の平成28年夏季休暇は、8月11日（木）から8月16日（火）までの6日間とすることとした。
- (7) 回胴遊商との合同会議等について  
回胴遊商との合同会議等の実施に係る事前打ち合わせを7月26日（火）午後3時より当組合会議室で実施（調整）することとした。
- (8) 移動理事会及び合同（北遊商、中部遊商）意見交換会について  
本件については、7月7日から7月9日の日程で実施することとしているが、事務局より旅行費用の見積書および行程表の報告があった後、意見交換会の議題について検討した結果、東北遊商としての題材を「組合運営のあり



方」とし、詳細については、高橋理事長と事務局が調整を行い決定し、関係遊商に通知するものとした。

(9) 業界誌「フェイム」への役員名刺広告について

ほくとう通信社より、業界誌「フェイム」への役員名刺広告の案内が届いたが、本年も昨年同様（4コマ54,000円）掲載するものとした。

(10) 業界誌「フェイム」への組合員暑中広告について

ほくとう通信社より、業界誌「フェイム」への組合員（部会ごと）暑中広告の案内が届いたが、本年も昨年同様（6ページ1,104,600円）掲載するものとした。

(11) 宮遊協・副理事長退任に伴う慰労ゴルフ会の案内等について

宮遊協から、当該組合高山副理事長退任に伴う慰労ゴルフ会を7月14日及び7月15日開催、参加案内が届いたが、検討した結果、高橋理事長、林副理事長が組合を代表して参加することとした。

(12) 事務局職員の夏期賞与の支給につについて

支給日を7月8日（金）とし、支給額を基本給の2.0～2.2倍とした。